

更新における経過措置

水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日より施行されたことにより、給水装置工事事業者（以下、事業者という。）の指定に5年の有効期間が設けられましたが、施行日以前に指定を受けていた事業者に対しては経過措置として以下のような有効期間が設定されていますのでご注意ください。

指定を受けた年月日	指定の有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年9月29日まで (1年)
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年9月29日まで (2年)
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年9月29日まで (3年)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年9月29日まで (4年)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年9月29日まで (5年)